- 1. 令和3年(2021年)4月20日 午前10時 豊中市教育委員会会議を豊中市役所(第二庁舎 大会議室)に招集する。
- 2. 本日の出席委員等

教	育	長	岩	元	義	継
教育	長職務代	理者	Щ	野	佳世	世子
委		員	橋	本	和	明
委		員	森		由	香
委		員	赤	尾	勝	己
委		員	松	本	裕	美

3. 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 前回議事録の承認について

第3 教育長等の報告について

第4 教育長職務代理者の指名について

第5 (報告第10号) 専決処分の報告について

第6 (報告第11号) 専決処分の報告について

第7 (議案第30号) 豊中市学校運営協議会委員の委嘱について

## 4. 本日の出席事務局職員

事 務 局 長 小 野 雄慈 監 教 育 道上 博 行 栄 一 事 理 中 尾 次 長 正 岡 由佳 昌 子 参事兼豊中市教育センター所長 堤 教育総務課長 宏 人 森田 教育総務課長補佐 有 松村 学校教育課主幹 直紀 藤崎 森 真理子 豊中市教育センター主幹 中央公民館長 弘 中 伸明

# 5. 本日の書記

 教育総務課総務係長
 具志堅
 興紀

 教育総務課主事
 藤田
 将輝

# 一議事一

# 岩元教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開催いたしますが、本日の教育委員会会議の進行について教育委員のみなさまにお諮りします。

新型コロナウイルスの感染予防による会議時間の短縮のため、本日の会議の進行 については、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略したいと思いますがご異議ござい ませんでしょうか。

# (異議なしの声あり)

# 岩元教育長

そうしましたら、本日の教育委員会会議の進行につきましては、議事日程の朗読や 議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、本日の会議の成立要件をご報告ください。

#### 具志堅書記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及 び在任委員の過半数が出席されていますので、本日の会議は有効に成立していること を報告いたします。

### 岩元教育長

本日の議事日程については、議案書の1頁に記載のとおりです。

### 橋本委員

動議を提出いたします。

日程第7の案件につきましては、人事行政の公正かつ適切な執行の確保に関する案件であることから秘密会で審議することの動議を提出いたします。

### 岩元教育長

ただいま、日程第7の案件について、秘密会で審議することの変更動議が提出されましたが、これについてご異議ございませんか。

#### (異議なしの声あり)

# 岩元教育長

ご異議がないので、日程第7の案件について、秘密会で審議することを決定いたします。

# 岩元教育長

日程第1・議事録署名委員の指名につきましては、今回は赤尾委員と松本委員にお 願いいたします。

日程第2・前回議事録の承認につきましては、既に会議録を委員の皆様方に配布しております。また、署名委員のご署名をいただいておりますので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

# (異議なしの声あり)

#### 岩元教育長

ご異議がないので、前回議事録の承認につきまして、原案のとおり承認することに いたします。

つづきまして、日程第3・「教育長等の報告について」を議題といたします。 事務局より報告させます。

# 小野事務局長

私から2点、報告いたします。

まずは新型コロナウイルス感染症についてです。

現在、大阪府全域に対し、4月5日から5月5日までの間、「まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請」が発出され、不要不急の外出・移動の自粛等が要請されております。

4月15日に開催された、大阪府の新型コロナウイルスの本部会議では、教育に関することと致しまして、感染リスクの高い活動は制限し、分散登校や短縮授業は行わず、1教室40人までの通常形態を継続すること、修学旅行や府県間の移動を伴う教育活動は中止または延期すること、部活動は原則休止することが発出されました。

これを受け、本市の対応といたしましては、学校教育活動については、感染拡大防止対策を徹底したうえで、通常授業を実施する。ただし、感染リスクの高い教科活

動については行わない。校外学習や宿泊を伴う行事等を実施する場合は、受け入れ先と十分に協議したうえで、実施、延期、中止の判断を行う。部活動については、感染リスクの高いものすべてを原則中止とする。活動する場合には更衣や食事をとる際などの感染防止対策を徹底する。臨時休業となった場合や感染拡大を不安に感じて登校しない児童生徒などに対して、オンライン等を活用して十分な学習支援を行うこととしております。

本市における4月18日時点の累計感染者数は2,445人となっており、学校関係者の状況は、先月の教育委員会会議以降、昨日まで、のべ、小学校18校、中学校14校で合計86人の陽性者が確認されております。そのうち、教職員の感染が複数確認された、第十八中学校においては、4月8日と9日、新田小学校においては4月12日から23日までを臨時休業と致しました。とりわけ、新田小学校については、感染状況を踏まえ、市保健所と協議のうえ、全教職員と全児童対象にPCR検査を実施し、教職員については、これまでに22名の陽性が確認され、児童については本日より、保健所から検査結果の報告を受ける見込みとなっております。

当該校においては、休業期間が長期に及び、教職員は検査結果が陰性であっても 全員が濃厚接触者として自宅待機となっているため、教育委員会が、学びの保障を進 めています。

2年生から6年生については、4月14日から16日の3日間でタブレット端末を配布し、学習ドリルソフトのコンテンツから課題を出すと共に、19日からはオンライン双方向配信による健康観察や授業を開始しております。1年生についてはプリントを配布しています。

教育委員会が所管する公共施設については、図書館や公民館等と同様に4月9日 以降、学校開放事業についても、学校体育館の使用時間を21時までに短縮していま したが、15日以降は当面休止としております。

次に、令和3年度の豊中市立小中学校入学式について、ご報告致します。

4月7日水曜日、午前に小学校、午後に中学校、同日の午後6時に第四中学校夜間学級でそれぞれ入学式を執り行いました。

小学校に3,648人の児童、中学校に3,291人の生徒、第四中学校夜間学級に7人の生徒が入学し、新たな学びのスタートを切りました。

昨年度の入学者数と比べまして、小学校では41名の減少、中学校では141名 の増加、第四中学校夜間学級では1名の減少でした。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、感染対策を徹底するなど工夫した実施となりましたが、晴天の中、生徒や教職員、保護者それぞれの期待や希望の感じら

れる式典となりました。

# 岩元教育長

ただいまの報告について、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

#### 森委員

新田小学校について、教職員を中心にクラスターが発生したということですが、原 因は特定されているのでしょうか。

### 小野事務局長

陽性が確認された教職員に対して、教育委員会及び保健所から聞き取り調査を行いましたが、原因の特定までには至りませんでした。それゆえ、全教職員及び全児童を対象にPCR検査の実施をいたしました。

## 岩元教育長

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

### 岩元教育長

それではご質問等がないようですので、教育長等の報告についてを終了することに いたします。

つづきまして、日程第4・教育長職務代理者の指名についてでございます。

先ほどお伝えいたしましたように、教育長職務代理者をお務めいただいておりま した船曳委員が任期満了により退任されました。

教育長の職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第13条第2項により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あ らかじめその指名する委員がその職務を行う。」とされています。

この規定に基づき、私の方でこれまでのご経験等を勘案し、4月1日付けで山野委員を教育長職務代理者に指名させていただきましたのでご報告いたします。山野委員よろしくお願いいたします。

なお、万が一、教育長と教育長職務代理者の双方に事故があるとき、又は欠けた ときにつきましては、最も教育委員歴の長い、橋本委員を指名させていただくことと いたしますのでよろしくお願いいたします。

つづきまして、日程第5・報告第10号・「専決処分の報告について」を議題と いたします。

内容の説明をお願いいたします。

#### 森田課長

報告第10号「専決処分の報告」について、内容のご説明を申し上げます。議案書の2頁から5頁までと併せまして議案参考資料(1)の1頁をお開き願います。

本件は、令和3年4月9日から同年5月5日までの期間における公の施設の使用 承認を受けた者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため当該施設を利用 しなかった場合における使用料の返還及び使用料の額の特例について必要な事項を定 めるため、豊中市教育委員会新型コロナウイルス感染症対策に伴う公の施設の使用料 の特例に関する規則を制定しましたので、ご報告するものでございます。

内容としましては、第2条において、令和3年4月8日までに施設の使用承認を受けた者について、施設利用を中止する場合には使用料全額の返還を行い、午後9時以降の施設利用のみ中止する場合には使用料の一部の返還を行う旨規定し、第3条において、令和3年4月9日以降に施設の使用承認を受けた者が納める使用料の額として、午後9時までの利用に応じた額を設定するものでございます。

本来であれば、教育委員会会議の場でご審議いただきますところ、速やかに規則を制定する必要がございましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定に基づき、代理処分したものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

# 岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

## 岩元教育長

それでは、ご質問等がないようですので、報告第10号・専決処分の報告について、 原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

### (異議なしの声あり)

#### 岩元教育長

ご異議がないようですので、日程第5・報告第10号・専決処分の報告について、 原案のとおり承認することにいたします。

つづきまして、日程第6・報告第11号・「専決処分の報告について」を議題と いたします。

内容の説明をお願いいたします。

### 森田課長

報告第11号「専決処分の報告」について、内容のご説明を申し上げます。議案書の6頁から8頁までと併せまして議案参考資料(1)の1頁から3頁までをお開き願います。

本件は、本来であれば、令和3年度補正予算見積要求について、教育委員会会議の場でご審議いただきますところ、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告申し上げるものでございます。

補正予算見積要求の内容につきましてご説明いたしますので、議案書の8頁をお 開きください。

歳出でございますが、「教育費」、「小学校費」につきまして、674万9千円 の増額補正、「中学校費」につきまして、380万2千円の増額補正でございます。

詳細につきましてご説明いたしますので、議案参考資料 (1) の3頁をお開きください。「小学校費」、「小学校管理費」につきまして、補正額 674万9千円、財源は、全額一般財源でございます。

次の「中学校費」、「中学校管理費」につきまして、補正額 380万2千円、 財源は、全額一般財源でございます。

これらは、内容として2点ございます。

- 一つ目は、児童生徒一人1台のタブレット端末整備に伴う、端末の保守運用に係る経費を補正するものでございます。
- 二つ目は、ICTを活用した子ども一人ひとりの学びを保障するため、授業を目的とした著作物の公衆送信の利用に要する経費でございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

# 岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

## 岩元教育長

それでは、ご質問等がないようですので、報告第11号・専決処分の報告について、 原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

# 岩元教育長

ご異議がないようですので、日程第6・報告第11号・専決処分の報告について、 原案のとおり承認することにいたします。

以上で公開の会議は終わります。